

千葉労働局発表
令和7年10月31日

報道関係者各位

【照会先】

厚生労働省 千葉労働局

「過労死等防止啓発関係」

労働基準部監督課

監督課長 土田 容子

主任監察監督官 星名 一成

(電話) 043(221)2304

「しわ寄せ」防止キャンペーン関係」

雇用環境・均等室

室長 田名網 洋子

室長補佐 江畑 泉

(電話) 043(221)2307

11月は『過労死等防止啓発月間』・ 『「しわ寄せ」防止キャンペーン月間』です！！

《シンポジウムの開催「過重労働解消」や「しわ寄せ」防止に向けたキャンペーンを実施します》

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるためのキャンペーンやシンポジウムなどの取組を行っています。

また、大企業等による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注などの「しわ寄せ」を生じさせないよう『「しわ寄せ」防止キャンペーン月間』と位置づけて集中的な周知・啓発の取組を行っています。

千葉労働局(局長 小山 英夫)では、月間中、県民の皆様への周知・啓発を行うほか、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向け、以下の取組を行います。

1 過労死等防止啓発としての主な取組

(1) 県民への周知・啓発

「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催

開催日時：令和7年11月11日(火) 14:00～16:15

会場：千葉市美浜文化ホール メインホール

(千葉市美浜区真砂 5-15-2)



(2) 過重労働解消キャンペーン

労使の主体的な取組を促します

本キャンペーンの実施にあたって、千葉労働局長から使用者団体や労働組合に対し、同取組に係る協力を文書で要請します。

労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

千葉県内で労働時間の削減等に取り組んでいる企業と労働局長が意見交換を行います。

(11月25日に株式会社ナリコーを訪問予定。取材申込方法等の詳細は別報)

(次ページに続く)

(前ページから)

重点監督を実施します

長時間にわたる過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などに重点的な監督指導を行います。

労働相談を実施します

11月1日(土)から11月7日(金)(11月2日(日)・3日(月・祝)を除く。)を過重労働相談受付集中期間とし、労働局・労働基準監督署において、過重労働に係る相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

なお、同期間のうち、11月1日(土)には、特別労働相談受付日として「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、相談に対応します。匿名の相談も可能です。

<過重労働解消相談ダイヤル(無料)>

【実施日時】令和7年11月1日(土) 9:00 ~ 17:00

【フリーダイヤル】0120(794)713「なくしましょう 長い残業」

<相談窓口>

- 千葉労働局・県内の労働基準監督署

【開庁時間】平日 8:30~17:15

(連絡先は千葉労働局のホームページに掲載しています。)



- 労働条件相談ほっとライン(無料)[委託事業]

【受付時間】平日 17:00~22:00、土日祝日 9:00~21:00

【フリーダイヤル】0120(811)610

過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から1月に、オンライン等により「過重労働解消のためのセミナー」(厚生労働省委託事業)を実施します。(無料でどなたでも参加できます。)

2 「しわ寄せ」防止キャンペーンとしての主な取組

(1) 使用者団体等への要請

労働局長から使用者団体等に対し、「しわ寄せ」防止に係る協力を文書で要請します。

(2) 「しわ寄せ」防止に向けて遵守すべき関係法令の周知徹底

令和元年11月に、ちばの魅力ある職場づくり公労使会議において採択された提言に基づき、千葉県内の全ての企業において、長時間労働につながる取引慣行の見直しなど、「しわ寄せ」防止に向けて、相談窓口、各種説明会、集団指導、監督指導、企業指導等、あらゆる機会を通じて、関係法令及び取引企業に対する「しわ寄せ」防止に関する要請、周知等を行います。

「千葉県における働き方改革の推進に向けた「しわ寄せ」の防止について(提言)」

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

過労死等防止対策 推進シンポジウム

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、
また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、
過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

参加
無料

事前申込

日時
2025.11.11(火)
14:00~16:15(受付13:00~)

会場
千葉市美浜文化ホール
メインホール
(千葉市美浜区真砂5-15-2)

◎お申込み・特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム



主催：厚生労働省 後援：千葉県

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、
千葉産業保健総合支援センター、千葉県労働基準協会連合会、連合千葉、千葉労連、いのちと健康を守る千葉県センター、
千葉土建、千葉過労死弁護団、千葉労働弁護団、(一社)千葉県経営者協会、千葉県社会保険労務士会

二次元バーコードを
読み込んで下さい。

〔開会挨拶・協力団体挨拶〕

〔千葉労働局より現状の報告〕

〔基調講演〕

「日本人は、無理せず健康的に 快適に働くことができるのか？」

宮本 俊明 氏

千葉県産業衛生協議会 会長、産業医科大学 産業衛生教授
(日本製鉄株式会社東日本製鉄所 統括産業医)

〔過労死を考える家族の会より体験談〕

〔閉会〕

宮本 俊明 氏

千葉県産業衛生協議会 会長
産業医科大学 産業衛生教授
(日本製鉄株式会社東日本製鉄所 統括産業医)



1990年産業医科大学卒。
鉄鋼業の現場における産業医活動の傍ら後進育成にも熱心に取り組み、2007年に日本産業衛生学会奨励賞、2013年中災防の緑十字賞を受賞。産業医科大学産業衛生教授、労働衛生コンサルタント、医学博士。2011年度から日本産業衛生学会理事で生涯教育委員会の他、2014年度から厚生労働省「過労死等防止対策推進協議会」委員、2019年度から「治療と職業生活の両立支援対策事業委員会」委員を務める。2021年度から日本産業衛生学会産業医部会長。

会場のご案内

千葉市美浜文化ホール メインホール

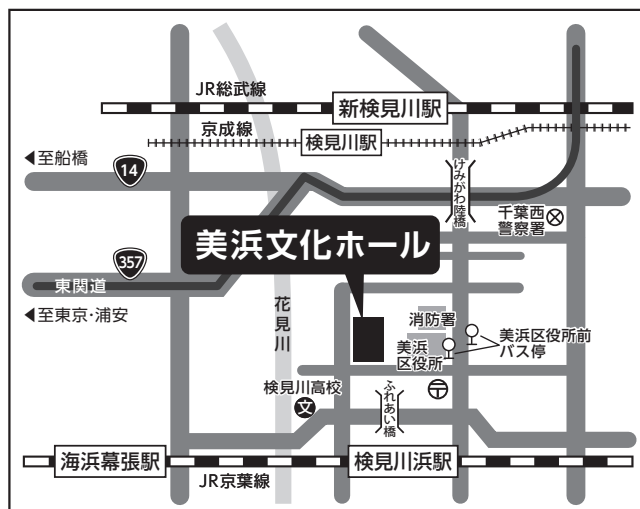
(千葉市美浜区真砂5-15-2)

・JR京葉線「検見川浜駅」より 徒歩8分

・JR総武線「新検見川駅」南口より バス(4番乗場)で10分、「美浜区役所」下車 徒歩2分

参加申し込みについて

- ▶会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- ▶申し込みはWebまたはFAXをお願いします。
- ▶受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- ▶定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。
- ▶参加(証明)書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。



◎Webからのお申し込みはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム 検索

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>



●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いします。FAX番号 03-6264-6445

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。→ ☐ 同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| ☐ 経営者 | ☐ 会社員 | ☐ 公務員 | ☐ 団体職員 | ☐ 教職員 | ☐ 医療関係者 | ☐ 弁護士 |
| ☐ 社会保険労務士 | ☐ パート・アルバイト | ☐ 学生 | ☐ 過労死等の当事者・家族 | | | |
| ☐ その他 [] | | | | | | |

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL: ●FAX:	
	●E-mail:	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針 (<https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html>)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

しごとにより、 いのち。

働くことは、生きること。仕事は、たいせつ。

でも、働き過ぎて心や体の健康を損なうことは、絶対にあってはならないこと。

どんなに時代や働き方が変化したとしても、それはあたりまえのこと。

あなたの職場環境のこと、みんなで一緒に考え直してみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ



STOP!
過労死

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は...

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30~17:15)



●労働条件相談ほっとライン(電話相談)

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。
日本語の他、13言語に対応しています。

"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

0120-811-610

平日/17:00~22:00 土・日・祝日/9:00~21:00 (12/29~1/3を除く)



●確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者や
そのご家族向け、事業主や人事労務担当者向け
にその内容を分けて掲載しています。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



ハラスメントに関するご相談は...

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントを含む労働問題に関するあらゆる分野について相談を受け付けています。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



●都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



●あかるい職場応援団(ポータルサイト)

ハラスメント対策に役立つ情報の
提供を行っています。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は...

●こころの耳電話相談

働く方やその家族等からのメンタルヘルス不調等について無料で相談に応じています。

0120-565-455

月~金/17:00~22:00 土・日/10:00~16:00 (祝日及び年末年始を除く)

メール相談 24時間受付

SNS相談 月~金 17:00~22:00
土・日 10:00~16:00
(祝日及び年末年始を除く)



●こころの耳(ポータルサイト)

職場におけるメンタルヘルス対策に関する最新
情報や取組事例、働く方のセルフケアに役立つ
ツール等、様々なコンテンツを提供しています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



●まもうよこころ

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや不安を
抱えていたら、相談してください。電話やSNS
の相談窓口を紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



過労死の防止のための
活動を行う

民間団体の
相談窓口

過労死等防止対策推進全国センター

<https://karoshi-boushi.net/>



全国過労死を考える家族の会

<https://karoshi-kazoku.net/>



過労死弁護団
全国連絡会議

(過労死110番全国ネットワーク)

<https://karoshi.jp/>



参加
無料

過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先

専用ナビダイヤル
(月~金 9:00~17:30)

0570-026-027



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

11月は過労死等防止啓発月間です。

過労死等啓発月間には、**過重労働解消キャンペーン**を実施しています

1

労使の主体的な取組を促進します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

2

労働局長によるベストプラクティス企業の職場訪問等を実施します

都道府県労働局長が管内の企業を訪問する等により、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集し、広く紹介します。

3

長時間労働が疑われる事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

4

労働相談を実施します

11月1日(土)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

相談無料

令和7年11月1日(土)
9:00~17:00

なくしましょう 長い残業
0120-794-713

11月1日~7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

相談窓口の詳細 ▶ <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>



5

過重労働解消のためのセミナーを開催します

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します(無料でどなたでも参加できます)。*詳細は専用ホームページをご覧ください。

参加費無料

専用ホームページ ▶ <https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>



11月を中心に「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ ▶ <https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>

参加費無料



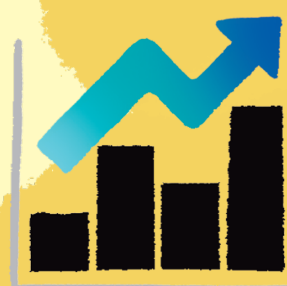
11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間でもあります

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないように、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

「しわ寄せ」防止特設サイト ▶ <https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



インターバル制度や
IT活用など、明日から使える
事例や法令を学べる！



過重労働

解消のためのセミナー

参加費
無料

オンラインセミナー

過重労働防止に関連する基本ルールのほか、各講師の専門分野から重点テーマを設定し、5テーマに分けて開催します。

- ★過重労働の影響
 - ★過労死等の労災補償状況
 - ★過重労働による健康障害防止
 - ★過重労働解消に関する企業の取り組み事例 など
- オンラインセミナーでは、上記テーマ以外に
ITなどを用いた業務効率化セミナーも実施します！

- ・ zoom 開催
- ・ 5テーマに分けて開催
- ・ 1回 120～150分(休憩 10分)

リアルセミナー

過重労働防止に関連する基本ルールや裁判例の解説、企業の事例紹介など、「**実践的に使える知識**」を提供します。

- ★法令、ガイドライン等のポイント解説
 - ★過重労働に関する脳・心臓疾患、
精神疾患にかかる裁判例
 - ★過重労働解消に関する企業の取り組み事例 など
- セミナー終了後に、講師が質問に応じます！

- ・ 47都道府県開催
- ・ 1回 120～150分(休憩 10分)

令和7年10月から令和8年1月まで 詳細は2次元コードからご確認ください。

詳細・お申込みはホームページから
<https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>

過重労働解消のためのセミナー 検索

携帯電話・スマホからでも ➡



令和7年度厚生労働省委託「就業環境整備・改善支援事業」
運営事務局 株式会社広済堂ネクスト
〒105-0023 東京都港区芝浦1-2-3 シーバンスS館13F
TEL 050-8894-5990 受付時間 平日9:00～17:00
(土日・祝日およびお盆休み(8月9日～17日)を除く)
令和8年1月末日まで電話受付

11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です。



STOP!
しわ寄せ



その無理な発注の「しわ寄せ」で 取引先が途方に暮れていませんか?

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

大企業等と取引先中小事業者は共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

しわ寄せ防止特設サイト



しわ寄せ防止
特設サイト

STOP!
しな寄せ

大企業等と取引先中小事業者は 共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれがあると言われており、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「受託中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、委託事業者と受託事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 委託事業者も受託事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは委託事業者が負担すること。
- 委託事業者は、受託事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば… ●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

- 委託事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう!

- 委託事業者は、継続的な取引を行う受託事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。
- 発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること。

③ 原材料費・エネルギーコストの適切な増加分の全額転嫁を目標としましょう!

労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、委託事業者は、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。
特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎ 0120-418-618 にご相談ください。

(受付時間) 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からもご利用いただけます。

お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月1日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和7年11月1日(土) 9:00~17:00 ☎ 0120-794-713

※11月1日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ホットライン(☎ 0120-811-610)で相談できます。



過重労働解消
キャンペーン

千葉県における働き方改革の推進に向けた 「しわ寄せ」の防止について（提言）

ちばの魅力ある職場づくり公労使会議

働き方改革関連法に基づき、罰則付きの時間外労働の上限規制や年 5 日の年次有給休暇の確実な取得を始めとする改正事項が順次施行されている。こうした中、大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせることにより、下請等中小事業者の働き方改革の妨げとならないことが重要である。

「働き方改革の推進」と「取引適正化」は両立する課題であり、大企業等の働き方改革による下請等中小事業者への「しわ寄せ」の防止により、親事業者と下請等中小事業者の双方が生産性の向上・成長と分配の好循環を実現していく必要がある。

このため、ちばの魅力ある職場づくり公労使会議においては、千葉県内のすべての企業において、時間外労働の上限規制が順守できる環境を整えられるよう、長時間労働につながる取引慣行の見直しなど「しわ寄せ」を防止することを目的に、他社との取引において取り組むべき事項について以下のとおり提言する。

1. 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図る。
2. 発注内容の頻繁な変更をできるだけ抑制する。
3. 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図る。

千葉県
千葉市
千葉市長会
千葉県町村会
関東経済産業局
千葉労働局

（一社）千葉県経営者協会
千葉県中小企業団体中央会
（一社）千葉県商工会議所連合会
千葉県商工会連合会
日本労働組合総連合会千葉県連合会
（株）千葉銀行
千葉信用金庫

千葉県社会保険労務士会
千葉県税理士会
（公財）千葉県産業振興センター
（独）千葉産業保健総合支援センター
千葉働き方改革推進支援センター